

麻薬指定の予定について（パブリックコメントの募集）

平成17年12月13日
監視指導・麻薬対策課

1 概要

今般、ケタミンを麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬に指定することについて、パブリックコメントの募集を12月14日から実施する。

本物質は医療現場において、麻酔薬として有効に利用されているものの、我が国において、不正なルートで入手され、その濫用によるものと強く疑われる死亡事例が発生するなど重大な健康被害が生じている。また、諸外国においてもその濫用による健康被害が報告されていることや、本物質の性質として、濫用された場合、麻薬と類似の有害性を示しうることが明らかとなった。このような状況にかんがみ、保健衛生上の危害を防止するため、本物質を麻薬に指定して規制を行う予定である。

2 新たに麻薬指定する予定の物質

ケタミン

化学名 : 2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン

薬理作用 : 麻酔・鎮痛作用

3 今後の予定

この物質を麻薬指定するため、パブリックコメントの後に「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の改正を行う予定。

・パブリックコメントの募集

平成17年12月14日から平成18年1月13日まで(31日間)

・政令の改正

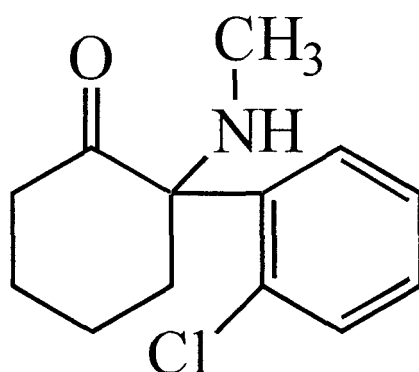
平成17年度中（施行については、医療現場等での混乱がないように、一定の周知期間を設ける予定である。）

麻薬指定を予定している物質の概要

ケタミン

化学名：2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン

俗 称：スペシャルK、カット



薬理作用：麻酔・鎮痛作用

- 注) ・一時的な記憶喪失をもたらす。
・筋弛緩、麻酔作用を有する。
・フェンシクリジンと同様の幻覚作用があるが、作用時間が短い。